

学校給食冷凍庫貸与要領

公益財団法人青森県学校給食会

1 趣旨

学校給食用物資の衛生管理及び配送の合理化に資するため、公益財団法人青森県学校給食会（以下「給食会」という。）は、学校給食単独実施校、学校給食共同調理場（以下「共同調理場等」という。）に学校給食冷凍庫（以下「冷凍庫」という。）を貸与する。

2 冷凍庫の貸与

- (1) 給食会は、共同調理場等に対し、給食会冷凍食品の保管を条件に無償で冷凍庫を貸与する。
- (2) 冷凍庫の貸与期間は、貸与を受けた年度から5年間とする。ただし、給食会が必要と認めた場合は、期間を延長することができる。
- (3) 貸与する冷凍庫は、600L型又は1,300L型のいずれか1台とする。

3 貸与の申請

共同調理場等は給食会に対し、様式1により冷凍庫の貸与申請書を提出するものとする。

4 貸与の決定

給食会は、共同調理場等からの貸与申請書を審査のうえ、様式2により冷凍庫の貸与決定通知書を交付する。1年間に貸与する台数は概ね5台とする。

5 契約の締結

共同調理場等は冷凍庫を受領したときは、給食会に対して速やかに様式3により冷凍庫の受領書を提出し、給食会は共同調理場等との間に別に定める「学校給食冷凍庫貸与契約書」を締結するものとする。

6 冷凍庫の管理

共同調理場等は、貸与を受けた冷凍庫を給食会に許可なく他人に譲渡、転貸、改造等を行ってはならない。

7 損害賠償

共同調理場等は、6の規定に違反した場合には、給食会の理事長の求めにより損害を賠償しなければならない。

8 費用の負担

貸与を受けた冷凍庫の故障等修理にかかる経費は共同調理場等の負担とする。ただし、修繕等を施しても使用不可能な場合は、直ちに給食会に連絡しなければならない。

附則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年9月14日から施行する。